

五

イ 方 法 募 入 決 定 の
入 価 格 発 競 争 行

各申込のうち応募額を順次割り

四

発行方法

札一以下「価格競争入札」といふ。による発行（以下「価格競争に付して行われる入札」）にによる発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後、財務省が各國債市場特別参加者にご連絡する。この場合、債券の購入額を定めることとする。

三

名稱及び記号
発行の根拠
法律及びその条項
特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第46条第一項
利付国庫債券（物価運動・十年）
（第十七回）

○財務省告示第三百四十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十五年十月十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

十五

十四
十三
二一

経過利子

方額想額想發利
法の定定行
計元元日
算金金の率

募額を未出財還るれ基改た面こ三で數数づ価規律統月期け各
 入を四満さ務期日たづ定だ金れ位除をのき統定第計前及る利
 決乗捨のれ大限以場くがし額を未しいう作計す五局のび想子
 定じ五端る臣に降合消行、を四満てうち成のる十が消償定支
 のて入數数がおのに費わ消乗捨の得。生すた基三統費還元払
 通得しがへ定け各は者れ費じ五端た以鮮るめ幹号計者期金期
 知たたあ小める利、物、者て入數数下食全の統一法物限額及
 を額もる數る想子財価改物得しがへ同品国調計第一価のはび
 受ととのと点方定支務指定価たたあ小じを消査で二平指属、償
 けする。き以法元払大数後指額もる數一除費のあ条成数す各還
 たるには下に金期臣がの数と。と点をく者結る第十へる利期
 者額、第よ額及が公基のす。き以百總物果小四九總月子限
 は面こ三りはび定表準基るには下・合価に売項年務の支に
 、金れ位算、償めさに準。額、第〇指指基物に法省三払お

鎰年五額
圓〇錢面
金・
鎰一
鎰の
百
円
につ
き
百
四
円
六
十

の
払
込
み

規定する期日に払い込むものと
り算出した金額に加え、次のように
払込金額を第二十二号に

額面金額の総額×1.001× $\frac{0.1}{100} \times \frac{30}{365}$

十六
初期和子

後の利子

十九十八
償償
還還
金期
額限

二十
一入札參加
利金支